

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和7年3月4日（火）午前10時～午前10時20分

2 場 所 門真中町ビル 会議室A・B

3 議 長 西村 覚

4 署名委員

4 番：木原 早智子 委員 5 番：寺裏 和正 委員

5 出席委員（8名）

1 番：川田 勉 委員 2 番：川田 雅彦 委員 3 番：川中 仲文 委員

4 番：木原 早智子 委員 5 番：寺裏 和正 委員 6 番：土井 清孝 委員

7 番：西川 敬治 委員 9 番：西村 覚 委員

6 欠席委員（1名）

8 番：西口 猛 委員

7 職務のため出席した者

局 長：柏原 佳太

局次長：吉田 武史

主 査：河坂 章志

係 員：岡 実里

8 議案・報告等

（1） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可

（2） 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

（3） 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

西村 寛

署名委員

木原 早智子

署名委員

寺裏 和正

令和7年3月4日（火）午前10時～午前10時20分

農業委員会議事録

会長	ただ今から令和7年第2回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 4番：木原 早智子 委員 5番：寺裏 和正 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可」です。それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。 それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。申請は、1件です。許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1でございます。なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。申請内容について、添付資料1の1ページの許可申請書をご覧ください。1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の（1）から（3）に記載のとおりです。続いて、3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるもので

はないため、「その他」に該当いたします。次に、第4号関係でございしますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。次に、第5号関係でございしますが、5に記載のとおりとなります。続いて、4ページに移りまして、第6号関係でございします。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。次に、第7号関係でございしますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添】議案第2号「農地法第3条調査書」をご覧ください。個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。

会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

【ご意見、ご質問等なし】

それでは、採決にはいります。議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

	全会一致で、議案第2号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 次に移ります。報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第2号の議案書をご覧ください。届出につきましては、3件です。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料2でございます。届出内容は、1件目は1ページのとおり転用の目的は露天駐車場、2件目は11ページのとおり転用の目的は貸店舗建物、3件目は23ページのとおり転用の目的は露天駐車場で、3件ともすでに転用されております。現地調査へは、事務局より河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。 【ご意見、ご質問等なし】 それでは次に移ります。報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第3号の議案書をご覧ください。届出は2件です。この2件につきましては、所有者について共有者が異なるため申請書が分かれておりますが一帯の開発に係る案件ですので合わせて説明させていただきます。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料3でございます。届出内容は、1ページから2ページ

	及び6ページから7ページのとおり所有権の移転であり、転用の目的は分譲マンションとなっております。当該届出地は、添付資料3の45ページの地図のとおりに位置しております。現地調査は、農業委員会から川田 雅彦 委員、事務局から河坂で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。
木原委員	届出書の「5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」の記載について、気を付ける、予防することは前提として、被害が生じたときの対応を記載してもらうことが必要だと思います。
事務局	はい、届出書においてより詳細に記載するよう指導すると共に、今後気を付けて確認いたします。
会長	ほかにご意見等ないようですので、本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。